

「豊橋市高齢者活動センター」に係る指定管理者候補者の選定について

1. 施設の名称

豊橋市高齢者活動センター（牟呂・石巻）

2. 指定管理者候補者

- (1) 団体名：公益社団法人 豊橋市シルバー人材センター
- (2) 代表者：会長 酒井 通弘
- (3) 所在地：愛知県豊橋市牟呂町字東里4番地の2

3. 非公募の理由

本施設は、高齢者の就業活動の促進等を目的として設置されています。地方公共団体は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第5条において、多様な就業機会の確保を図るために必要な施策を推進する責務があり、一方、公益社団法人シルバー人材センターは同法の第6章に規定された団体であり、就業に関する専門的知識、ノウハウを持つことから、高齢者活動センターの設置目的に最も合致し、効果的な運営管理に資するものと認められます。よって、公募によらず、同団体を指定管理者の選定対象としました。

4. 選定理由

事業計画書の提案を受け、その内容を審査したところ、主な取組みとして以下の提案があり、これらは施設の設置目的に沿い、効果的な運営管理に資する提案として認められました。

- ①豊橋市シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された団体であり、収益を目的としない公益社団法人として公共性、公平性、公正性を基本に、地域社会の活性化に資する事業を行えること。
- ②多様な自主事業を実施することで利用促進を図り、就労を中心とした高齢者の活動拠点としての機能を高めることが見込まれること。
- ③巡回による日常の施設点検や点検記録の整備保管などを実施することで施設・設備の状況を常に把握し、修繕や交換等適切な措置を速やかに行うことで、施設・設備の維持管理が行われると見込まれること。

5. 選定委員会

区分	氏名	専門分野
委員長	辻村 尚子	社会福祉（豊橋創造大学准教授）
委員	水野 利男	地域福祉（豊橋市民生委員児童委員協議会元常任理事）
委員	荻野 義昭	障害福祉（愛知県肢体不自由児者父母の会連合会会長）
委員	杉浦 健滋	経理・財務（東海税理士会豊橋支部理事）
委員	木佐貫 美紀子	内部（長寿介護課長）

6. 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

※令和5年12月市議会での審議、議決を経て指定管理者に指定されます。

7. 選定の経過

仕様書の送付

令和5年8月2日

質問締切

令和5年8月9日（質問なし）

申請書類の提出期限

令和5年8月25日

指定管理者候補者選定委員会

令和5年11月6日

問合せ先

豊橋市福祉部長寿介護課

電話 0532(51)2330